

青森県報

第二千九百二十九号

平成二十年
五月七日
(水曜日)

目 次

危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	(防災消防課)	一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	二
生活保護法による医療機関の指定	(同)	三
右 同	(同)	三
生活保護法による指定医療機関の所在地変更の届出	(同)	三
保安林の指定	(林政課)	三
保安林の指定施設要件の変更	(同)	四
右 同	(同)	四
右 同	(同)	五
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	(事務局)	五
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	(同)	六
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	(同)	七
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出	(同)	七
人事委員会		
労働基準法別表第一の号別区分の一部改正	(管理課)	八

告 示

青森県告示第四百二号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の二十三に規定する危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第五十八条の十四第三項の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目（昭和六十二年消防庁告示第四号）第三のの規定により公示する。

平成二十年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 講習の種類並びに日時及び場所

1 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

日	時	場 所
平成二十年六月五日	午前九時三十分から午後零時三十分まで	八戸市東白山台一丁目一のウエルサンピア八戸
平成二十年六月二十五日	午前九時三十分から午後零時三十分まで	五所川原市字幾世森二四の一五ふるさと交流圏民センター
平成二十年七月一日	午前九時三十分から午後零時三十分まで	むつ市金谷一丁目一〇の一北文化会館
平成二十年七月十日	午前九時三十分から午後零時三十分まで	弘前市大字賀田一丁目一八の四岩木文化センター
平成二十年七月三十一日	午前九時三十分から午後零時三十分まで	三沢市大字三沢字堀口一七の二二八きざん三沢
平成二十年九月十八日	午前九時三十分から午後零時三十分まで	青森市本町五丁目五の二一青森県農業共済会館

2 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第六号に規定する特定事業所における危険物施設（1に該当する危険物施設を除く。）に

において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

日 時	場 所
平成二十年六月六日 午前九時三十分から午後零時三十分まで	八戸市東白山台一丁目一の ウエルサンピア八戸
平成二十年六月十一日 午後一時三十分から午後四時三十分まで	上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附一の 八 スワン
平成二十年九月十九日 午前九時三十分から午後零時三十分まで	青森市本町五丁目五の二一 青森県農業共済会館

3 1 及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

日 時	場 所
平成二十年六月五日 午後一時から午後五時まで	八戸市東白山台一丁目一の ウエルサンピア八戸
平成二十年六月二十五日 午後一時から午後五時まで	五所川原市字幾世森二四の一五 ふるさと交流圏民センター
平成二十年七月一日 午後一時から午後五時まで	むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館
平成二十年七月十日 午後一時から午後五時まで	弘前市大字賀田一丁目一八の四 岩木文化センター
平成二十年七月三十一日 午後一時から午後五時まで	三沢市大字三沢字堀口一七の二二八 きざん三沢
平成二十年九月十八日 午後一時から午後五時まで	青森市本町五丁目五の二一 青森県農業共済会館

二 受講対象者

- 1 危険物施設において危険物の取扱作業に従事し、作業従事日から一年以内に講習を受講していない者（ただし、当該作業に従事することになった日までの二年前に、危険物取扱者免状の交付を受けている者又は講習を受けている者を除く。）
- 2 前回の講習を受けた日から三年以内に講習を受講していない者
- 3 1及び2以外の者で受講を希望する者

三 受講申請書の受付期間

講 習 場 所

講 習 場 所	受 付
八戸市東白山台一丁目一の ウエルサンピア八戸	平成二十年五月八日から 同月二十三日まで
上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附一の八 スワン	平成二十年五月八日から 同月二十三日まで
五所川原市字幾世森二四の一五 ふるさと交流圏民センター	平成二十年五月二十六日から 同年六月十三日まで
むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館	平成二十年六月六日から 同月二十日まで
弘前市大字賀田一丁目一八の四 岩木文化センター	平成二十年六月十六日から 同月三十日まで
三沢市大字三沢字堀口一七の二二八 きざん三沢	平成二十年七月三日から 同月十八日まで
青森市本町五丁目五の二一 青森県農業共済会館	平成二十年八月十八日から 同年九月五日まで

郵送の場合は、受付締切日の消印のあるものまで有効とする。

四 受講申請書の提出先

- 青森市中央三丁目二〇の一 青森県警察本部交通管制センター二階
- 社団法人青森県消防設備保守協会

五 受講手数料

受講手数料は、講習種別ごとに四千七百円に相当する額の青森県収入証紙を受講申請書欄にちよう付（消印しないこと。）して納入すること。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、社団法人青森県消防設備保守協会（電話〇一七 七三二 五一〇〇）へ問い合わせること。

青森県告示第四百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 夏堀デンタルクリニック 船越内科外科医院 藤崎町国民健康保険藤崎病院 川部医院 高野薬局	所在地又は住所 八戸市城下一丁目一五の二八 八戸市大字湊町字久保一の一〇二二 南津軽郡藤崎町大字西豊田二丁目二二〇の一〇二二 南津軽郡田舎館村大字川部字上西田一 むつ市川内町川内五五	廃止年月日 平成一九・三・三三 二〇・三・二九 二〇・三・三三 " " "
--	--	--

青森県告示第四百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 医療法人夏堀デンタルクリニック城下診療所 船越内科外科医院 スマイル薬局南郷店 まちい調剤薬局 弘前歯科中央クリニック	所在地又は住所 八戸市城下一丁目一五の二八 八戸市大字湊町字久保一の一〇二二 八戸市南郷区大字島守字梨子ノ久保二五の一〇 平川市町居山元九六の一 弘前市大字城東三丁目六の一	指定年月日 平成二〇・一・一 二〇・三・一 二〇・四・一 " " "
---	---	---

青森県告示第四百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一

号の規定により告示する。

平成二十年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称 医療法人社団 清泉会	事 業 者 主たる事務所の所在地 五所川原市字芭蕉一八の四	事 業 所 名 称 訪問看護ステーション結	所 在 地 五所川原市字芭蕉一八の四	指 定 日 月 年 平成二〇・四・一

青森県告示第四百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	事 業 者		事 業 所		変 更 日 月 年
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
変更前	医療法人仁桂会	八戸市根城四丁目六の二三	さくら五戸訪問看護ステーション	三戸郡五戸町字下大町二七の二	平成二〇・三・二七
変更後				三戸郡五戸町字中ノ沢二の六	

青森県告示第四百七号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用す

る同条第一項の規定により告示する。

平成二十年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字米山二六の一から二六の三まで、二六の八

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、

次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西津軽郡深浦町大字深浦字杉山沢二二の七二、二二の七八・二二の七九(以上二

筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、

次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西津軽郡深浦町大字広戸字母沢家岸一八九の一、一八九の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字母沢家岸一八九の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦一八一の一〇、一八一の二五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十年五月七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

以上の市町村の区域又は公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名 称	異動事項	新	旧	届 出 年 月 日
自由民主党田舎館村支部	会計責任者	田澤 静一	田澤 純一	平成二〇・三・六
自由民主党大畑町支部	主たる事務所の所在地	むつ市大畑町新町七九	むつ市大畑町上野九六の一九九	二〇・三・二七
自由民主党青森地区委員会	代表者	川端 一義	北野 勇二	二〇・三・二七
日本共産党東青地区委員会	代表者	中嶋 康夫	金田 武美	二〇・三・二九
自由民主党青森県ときわ会支部	代表者	畑中 孝之	釜泡 勉	二〇・三・二九
自由民主党青森県ときわ会支部	代表者	山田 良清	千葉 義行	二〇・三・三三
日本共産党三八地区委員会	代表者	島守 武雄	神田 洋一	二〇・三・三三

政党以外の政治団体

政治団体の名 称	異動事項	新	旧	届 出 年 月 日
日本司法書士政治連盟青森青森支部	会計責任者	坂本 善信	秋元 文時	平成二〇・三・七
日本薬業政治連盟青森支部	会計責任者	久保 安広	原木 均	二〇・三・七

倉内照男後援会	倉内 照男	田沢 光也	二〇・三・二一
杉浦守彦後援会	川岸 有一	川崎 四郎	二〇・三・二一
堤喜一郎後援会	高橋 利雄	古間木 清二	二〇・三・二一
吉田豊後援会	松村 丑松	川村 興五郎	二〇・三・二七
横山北斗後援会・東郡会	青森市奥野二丁目二二三の二八	青森市松原三丁目一五の二五	二〇・三・一八
吉田淳一後援会	吉田淳一後援会	吉田淳一育てる会	二〇・三・二二
藤田光彦後援会	三沢市桜町二丁目一六の二七	三沢市松園町三丁目一の二〇	二〇・三・二二
松橋知後援会	松森 繁喜	上田 武男	二〇・三・二四
斉藤憲雄後援会	宮崎 孝	奈良岡 克也	二〇・三・二四
畑山親弘後援会	代表者 杉山 豊美	山田 雄一	二〇・三・二六
小笠原正勝後援会	代表者 外山 忠男	田中 保昭	二〇・三・二七
奈良岡かつや後援会	代表者 青森市篠田二丁目一〇の一	青森市青柳一丁目三の一四	二〇・三・二七

長谷川章悦後援会	常田いく子	寺山 悦男	二〇・三・二七
藤本克泰後援会	三上 召三	杉田 一	二〇・三・二六
天間清太郎後援会	天間 清太郎	天間 一一一	二〇・三・二六
新生むつ市創造市民の会	代表者 田中 夏夫	松下 稔三	二〇・三・三三
渡辺英彦後援会	三上 武志	堀 光政	二〇・三・三三

青森県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十年五月七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
市善会	平成一九・三・三三	平成二〇・三・三三
中新てつお後援会	二〇・二・二六	二〇・三・四
鳥谷部康隆後援会	一九・三・三三	二〇・三・六
吉田あきら後援会	一九・二・一	二〇・三・六
青森拓政会	二〇・三・六	二〇・三・七

宮内照男後援会	二〇・三・二一	二〇・三・二一
間山隆彦後援会	二〇・三・一	二〇・三・二
山崎和也後援会	一九・四・三〇	二〇・三・三
天坂広司後援会	二〇・三・三三	二〇・三・三四
三上金一後援会	二〇・三・一九	二〇・三・二四
三浦義雄後援会	二〇・三・二九	二〇・三・二五
一〇年後の弘前を考える会	二〇・三・二五	二〇・三・二六
太田一後援会	二〇・三・二五	二〇・三・二六
木村兼田後援会	二〇・三・二六	二〇・三・二六
原田寛後援会	一九・七・三〇	二〇・三・二六
一戸悟後援会	二〇・三・二〇	二〇・三・三
むかいやちきみこ後援会	二〇・三・三	二〇・三・三
虹風会	二〇・三・三	二〇・三・三

青森県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年五月七日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	年届 月日 出
藤田 光彦 (県議会議員)	藤田光彦後 援会	主たる事 務所の所 在地	三沢市桜町二 丁目一六の二 七	三沢市松園町 三丁目一の二 〇	平成 二〇・三・三

青森県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年五月七日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	代表者	主たる事務所 の所在地	年届 月日 出
市沢 善一 (十和田市議 議員)	市善会	市沢善一	十和田市大 字沢田字西 村一七	平成 二〇・三・三
中新 鐵男 (県議会議員)	中新てつお後 援会	中新鐵男	むつ市大曲 二丁目一三 の三三	二〇・三・四
柴田 峯生 (むつ市議 議員)	わきのさわ新 政研究会	柴田峯生	むつ市脇野 沢本村一〇 八の二	二〇・三・二
間山 隆彦 (県議会議員)	間山隆彦後 援会	間山隆彦	八戸市類家 二丁目二六 の一六	二〇・三・二
原田 寛 (五所川原 市議員)	原田寛後 援会	原田寛	五所川原 市金木町嘉 瀬雲雀野一 七八の六	二〇・三・六

人 事 委 員 会

人事委員会告示第二十第一号

平成十一年六月九日人事委員会告示十一第二号（労働基準法別表第一の号別区分）の一部を次のように改正する。

平成二十年五月七日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

別表第一号の項中「岩木川第一発電所、」を削り、同表第十二号の項中「保健大
学」を削り、同表第十三号の項中「企画調整室及び」を削る。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭